

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公開番号】特開2003-210711(P2003-210711A)

【公開日】平成15年7月29日(2003.7.29)

【出願番号】特願2003-5260(P2003-5260)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年5月27日(2004.5.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域に、遊技球が転動可能な転動遊技領域を有する遊技部材を備え、

前記転動遊技領域には、左右方向へ並行して延在する手前側の第1転動部と奥側の第2転動部とが設けられるとともに、前記第1転動部及び第2転動部の左右方向における両端部の少なくとも一方において、前記第1転動部から第2転動部へと遊技球を誘導可能な補助転動部が前記両転動部に連通するように設けられ、

前記第1転動部と第2転動部との境界部の一区間には、前記補助転動部に隣接して前記両転動部を仕切る規制部が突設され、

前記規制部は、前記第1転動部に面する前壁面と、前記第2転動部に面する背壁面とを有し、

前記前壁面側における当該壁面の周縁の少なくとも一部には、少なくとも前記第1転動部を転動する遊技球が当接可能な部分において、前記補助転動部側の端部に向かって前記前壁面側から背壁面側に向かう方向へ傾斜した特定傾斜面が連設され、

前記補助転動部は、前記規制部の特定傾斜面に略対向した一側壁部を有し、

当該側壁部の壁面は、前記補助転動部に向けて転動してくる遊技球の進路を狭めていくように左右方向に対して傾斜するよう構成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記規制部は、略平板形状をなし、その周縁部は前記特定傾斜面が設けられていることにより先細りしていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記第1転動部において、遊技球が前記前壁面方向へ向かう動きを規制されつつ当該前壁面に沿って転動し、前記特定傾斜面が設けられている箇所においては、当該規制がなくなり当該特定傾斜面に沿って転動するよう構成されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

遊技球が流下可能な遊技領域に、遊技球が転動可能な転動遊技領域を有する遊技部材と、遊技球の入賞を許容する入賞手段とを備え、

前記転動遊技領域には、左右方向へ並行して延在する手前側の第1転動部と奥側の第2転動部とが設けられるとともに、

前記第1転動部及び第2転動部の左右方向における両端部の少なくとも一方において、前記第1転動部から第2転動部へと遊技球を誘導可能な少なくとも1つの補助転動部が前記両転動部に連通するように設けられ、

前記第2転動部には、前記入賞手段に向けて前記遊技球を導出可能な導出部が設けられ、

前記第1転動部と第2転動部との境界部の一区間には、前記両転動部を仕切る少なくとも1つの第1規制部及び第2規制部が突設され、

前記各規制部は、前記第1転動部に面する前壁面と、前記第2転動部に面する背壁面とをそれぞれ有し、前記両壁面の少なくとも一方における当該壁面の周縁の少なくとも一部には、少なくとも前記第1転動部又は第2転動部を転動する遊技球が当接可能な部分において、当該壁面に対して傾斜した特定傾斜面が連設され、

前記第1規制部は、少なくとも前記前壁面側に前記特定傾斜面を備えるとともに、前記補助転動部に隣接しており、前記特定傾斜面の少なくとも一部が前記補助転動部側の端部に向かって傾斜するように構成され、

前記補助転動部は、前記第1規制部の特定傾斜面に略対向した一側壁部を有し、当該側壁部の壁面は、前記補助転動部に向けて転動してくる遊技球の進路を狭めていくように左右方向に対して傾斜するよう構成され、

前記第1規制部と前記第2規制部との隙間を介して、前記第2転動部から前記第1転動部へと遊技球を導出可能に構成され、

前記第2規制部は、少なくとも前記背壁面側に前記特定傾斜面を備えるとともに、前記導出部に隣接するように設けられ、左右方向における前記導出部側と反対側の端部又は端部近傍に前記特定傾斜面が設けられていることを特徴とする遊技機。

【請求項5】

前記各規制部は、略平板形状をなし、その周縁部は前記特定傾斜面が設けられていることにより先細りしていることを特徴とする請求項4に記載の遊技機。

【請求項6】

前記第1転動部において、前記遊技球が前記前壁面方向へ向かう動きを規制されつつ当該前壁面に沿って転動し、前記特定傾斜面が設けられている箇所においては、当該規制がなくなり当該特定傾斜面に沿って転動するよう構成されていることを特徴とする請求項4又は5に記載の遊技機。

【請求項7】

前記遊技部材は、識別情報を変動表示可能な可変表示装置の周囲を囲むセンターフレームによって構成されていることを特徴とする請求項1乃至6のいずれかに記載の遊技機。